

令和6年10月25日
航空局安全部
航空安全推進室

全日本空輸株式会社に対する嚴重注意について

本年9月7日、福島空港において、全日本空輸株式会社（以下、「同社」という。）の大阪基地から派遣された整備従事者が、ANA1698便（福島→大阪）の出発前に右主脚のタイヤ圧がタイヤの交換が必要な状況まで低下していたことを確認したにもかかわらず必要な整備措置を行わずに当該便を出発させた事案が発生しました。また、当該不適切整備事案について大阪基地が把握したにもかかわらず、社内への報告を行わなかった結果、10月8日に同社が組織的に把握するまでの間、要因分析や再発防止のために必要な措置が行われなかったことも確認されました。

国土交通省航空局としては、10月10日に同社から本事案の報告を受け、同社に対し詳細な事実関係の確認を行うよう指示していましたが、今般、当該整備従事者が福島空港に予備タイヤの配備がなかったことから同社の業務規程及び整備規程に意図的に違反して不適切な整備を行っており、また、大阪基地から社内への報告が行われなかったことについては安全管理体制に不備があると考えられ同社の安全管理システムが十分に機能していないものと認められたことから、本日付けで同社に対して別添のとおり嚴重注意を行い、再発防止策を検討の上、令和6年11月8日までに再発防止策を報告するよう指示しましたのでお知らせします。

国土交通省航空局は、同社において再発防止が確実に図られ、安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き指導監督を行ってまいります。

以上

添付資料：全日本空輸株式会社に対する嚴重注意の文書

《問い合わせ先》

航空局安全部航空安全推進室

首席整備審査官 境（内線：50144）、課長補佐 浦野（内線：50163）

TEL（代表）：03-5253-8111

航空安全推進室（直通）：03-5253-8732